入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６第１項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第１項の規定により公告する。

令和８年１１月６日

福島県立いわき総合高等学校長　南郷　市兵

1　入札に付する事項

(1)　件　　名　いわき総合高等学校好間校舎閉校に伴う産業廃棄物及び一般廃棄物収集運搬処理業務委託

(2)　業務内容　入札説明書及び仕様書のとおり

(3)　履行期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

(4)　履行場所　仕様書及び福島県立いわき総合高等学校長が指定するとおり。

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1)　庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿　（令和８・9年度分）の産業廃棄物収集運搬・処分業務及び一般廃棄物収集運搬業務に登録されているものであること。

(2)　施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　本件公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。

(5)　福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（第１号様式）及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認

を受けること。
(1)　提出期限　令和８年１１月１７日（火）午後４時４５分まで
(2)　提出場所　郵便番号　９７０－１１５３
福島県いわき市好間町上好間字上川原２５
福島県立いわき総合高等学校好間校舎　事務室
電話番号　０２４６－３６－２２０３

4　契約条項を示す場所等
(1)　契約条項を示す場所、入札説明書及び廃棄予定物品リストの交付場所及び期間
ア　場所　上記３（２）に掲げる場所に同じ。
なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県立いわき総合高等学校好間校舎のホームページにおいて公開する。ただし、廃棄予定物品リストの供覧は上記３（２）に掲げる場所においてのみ実施する。
イ　期間　令和８年１１月６日（金）～令和８年１１月１７日（火）
(2)　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　令和８年１１月２５日（水）午前１０時３０分
イ　場所　福島県いわき市好間町上好間字上川原２５
福島県立いわき総合高等学校好間校舎　会議室
(3)　その他　郵送による入札は認めない。

5　入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6　入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出日時に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立いわき総合高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8　その他
(1)　入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3)　契約書作成の要否

要

(4)　その他

詳細は、入札説明書による。

(5)　本公告に関する問い合わせ先

福島県立いわき総合高等学校好間校舎　事務室

電話番号　０２４６－３６－２２０３

ファクシミリ　０２４６－３６－２２４１

（参考）

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（1）　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２（略）